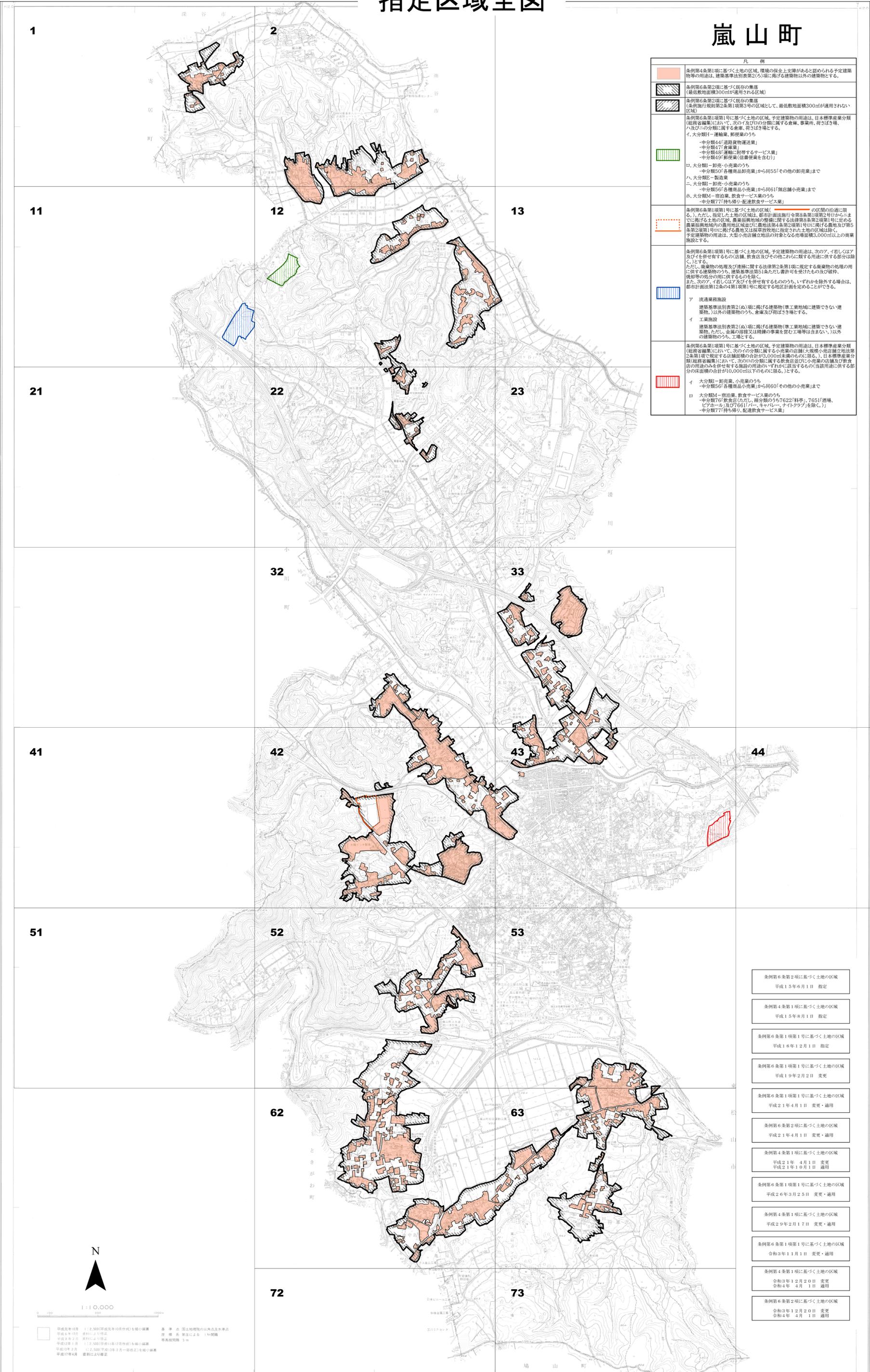


指定区域全図

嵐山町

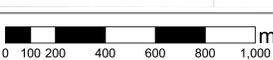
凡 例	
	条例第4条第1項に基づく土地の区域、環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、建築基準法別表第2(ウ)項に掲げる建築物以外の建築物とする。
	条例第6条第2項に基づく既存の集落 (最低敷地面積300㎡が適用される区域)
	条例第6条第2項に基づく既存の集落 (条例施行規則第2条第3項第3号の区域として、最低敷地面積300㎡が適用されない区域)
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域、予定建築物の用途は、日本標準産業分類(総務省編纂)において、次のイ及びロの分類に属する倉庫、事業所、荷さばき場、 イ、大分類I-運輸業、郵便業のうち ・中分類44「道路貨物運送業」 ・中分類47「倉庫業」 ・中分類48「運輸に付帯するサービス業」 ・中分類49「郵便業(信書便業を含む)」 ロ、大分類I-卸売・小売業のうち ・中分類50「各種商品卸売業」から同55「その他の卸売業」まで ハ、大分類I-製造業 ニ、大分類I-卸売・小売業のうち ・中分類56「各種商品小売業」から同61「百貨店小売業」まで ホ、大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち ・中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域、都市計画法施行令第8条第1項第2号から第5号までに掲げる土地の区域、農業集落地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に定める農業集落地区の農用地区並びに農用地区第4条第1項第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地に指定された土地の区域は除く。予定建築物の用途は、大型小売店舗立地法の対象となる売地面積3,000㎡以上の商業施設とする。
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域、予定建築物の用途は、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するもの(店舗、飲食店及びその他これらに類する用途に供する部分を除く。)、とする。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物の処理の用に供する建築物のうち、建築基準法第51条ただし書き許可を受けたもの及び破砕、焼却等の処分用に供するものを除く。 また、次のア、イ若しくはア及びイを併せ有するものうち、いずれかを除外する場合は、都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画を定めることができる。 ア 流通業務施設 建築基準法別表第2(ム)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。)以外の建築物のうち、倉庫及び荷さばき場とする。 イ 工業施設 建築基準法別表第2(カ)項に掲げる建築物(準工業地域に建築できない建築物。ただし、金属の溶接又は鍛錬の事業を含む工場等は含まない。)、以外の建築物のうち、工場とする。
	条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域、予定建築物の用途は、日本標準産業分類(総務省編纂)において、次のイの分類に属する小売業の店舗(大規模小売店舗立地法第2条第1項で規定する売場面積の合計が3,000㎡未満のものに限る。)、日本標準産業分類(総務省編纂)において、次のロの分類に属する飲食店及び小売業の店舗及び飲食店の用途のみを併せ有する施設(用途のいずれかに該当するもの(当該用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡以下のものに限る。))とする。 イ 大分類I-卸売業、小売業のうち ・中分類50「各種商品小売業」から同60「その他の小売業」まで ロ 大分類M-宿泊業、飲食サービス業のうち ・中分類76「飲食店(ただし、料亭のうち7622「料亭」、7651「酒場、ビアホール」及び7661「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除く。)」 ・中分類77「持ち帰り・配達飲食サービス業」



条例第6条第2項に基づく土地の区域 平成15年6月1日 指定
条例第4条第1項に基づく土地の区域 平成15年8月1日 指定
条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域 平成16年12月1日 指定
条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域 平成19年2月2日 変更
条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域 平成21年4月1日 変更・適用
条例第6条第2項に基づく土地の区域 平成21年4月1日 変更・適用
条例第4条第1項に基づく土地の区域 平成21年4月1日 変更 平成21年10月1日 適用
条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域 平成26年3月25日 変更・適用
条例第4条第1項に基づく土地の区域 平成29年2月17日 変更・適用
条例第6条第1項第1号に基づく土地の区域 令和3年11月1日 変更・適用
条例第4条第1項に基づく土地の区域 令和3年12月20日 変更 令和4年4月1日 適用
条例第6条第2項に基づく土地の区域 令和3年12月20日 変更 令和4年4月1日 適用

平成19年10月 1:2,500(平成19年10月作成)を縮小編集
 平成20年10月 資料より修正
 平成21年3月 資料より修正
 平成22年1月 1:2,500(平成21年12月作成)を縮小編集
 平成23年2月 1:2,500(平成23年3月一部修正)を縮小編集
 平成24年4月 資料より修正

基 準 点 国土地理院の国土地理院基準点
 標 高 東京による 10m間隔
 等高線間隔 5m



1:10,000